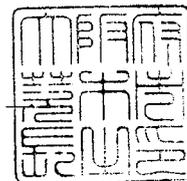


議 第 140 号
令和 4 年 11 月 7 日

茨木市都市計画審議会会長 様

茨木市長 福 岡 洋



北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（茨木市決定）について（付議）

標記について、次のとおり変更したいので、都市計画法第21条第2項の規定において準用する、同法第19条第1項の規定により付議します。

北部大阪都市計画生産緑地地区の変更 (茨木市決定) (案)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

名 称	位 置	面 積	備 考
島四丁目 1	茨木市島四丁目地内	——	廃止
横江二丁目 2	茨木市横江二丁目地内	——	廃止
宿川原町 2	茨木市宿川原町地内	——	廃止
宿川原町 1	茨木市宿川原町地内	——	廃止
真砂玉島台 1	茨木市真砂玉島台地内	約0.11ha	区域変更
鮎川一丁目 1	茨木市鮎川一丁目地内	約0.21ha	区域変更
鮎川一丁目 2	茨木市鮎川一丁目地内	——	廃止
南目垣一丁目 2	茨木市南目垣一丁目地内	約0.65ha	区域変更
上穂積四丁目 1	茨木市上穂積四丁目地内	——	廃止
小 計		約0.97ha	
鮎川二丁目1他249地区	250地区	約46.54ha	変更なし
合 計	253地区	約47.51ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

生産緑地法第10条に基づく買取り申出後の行為制限の解除に伴い、
本案のとおり生産緑地地区を変更しようとするものである。

新旧対照図 1



縮尺：2500分の1

島四丁目 1

凡 例



区 域 界



既 決 定 区 域



変 更 廃 止 する 区 域

新旧対照図 2



縮尺：2500分の1

横江二丁目 2

凡 例	
	区 域 界
	既 決 定 区 域
	変 更 廃 止 する 区 域

新旧対照図 3



縮尺：2500分の1

宿川原町 1

宿川原町 2

凡 例



区 域 界



既 決 定 区 域



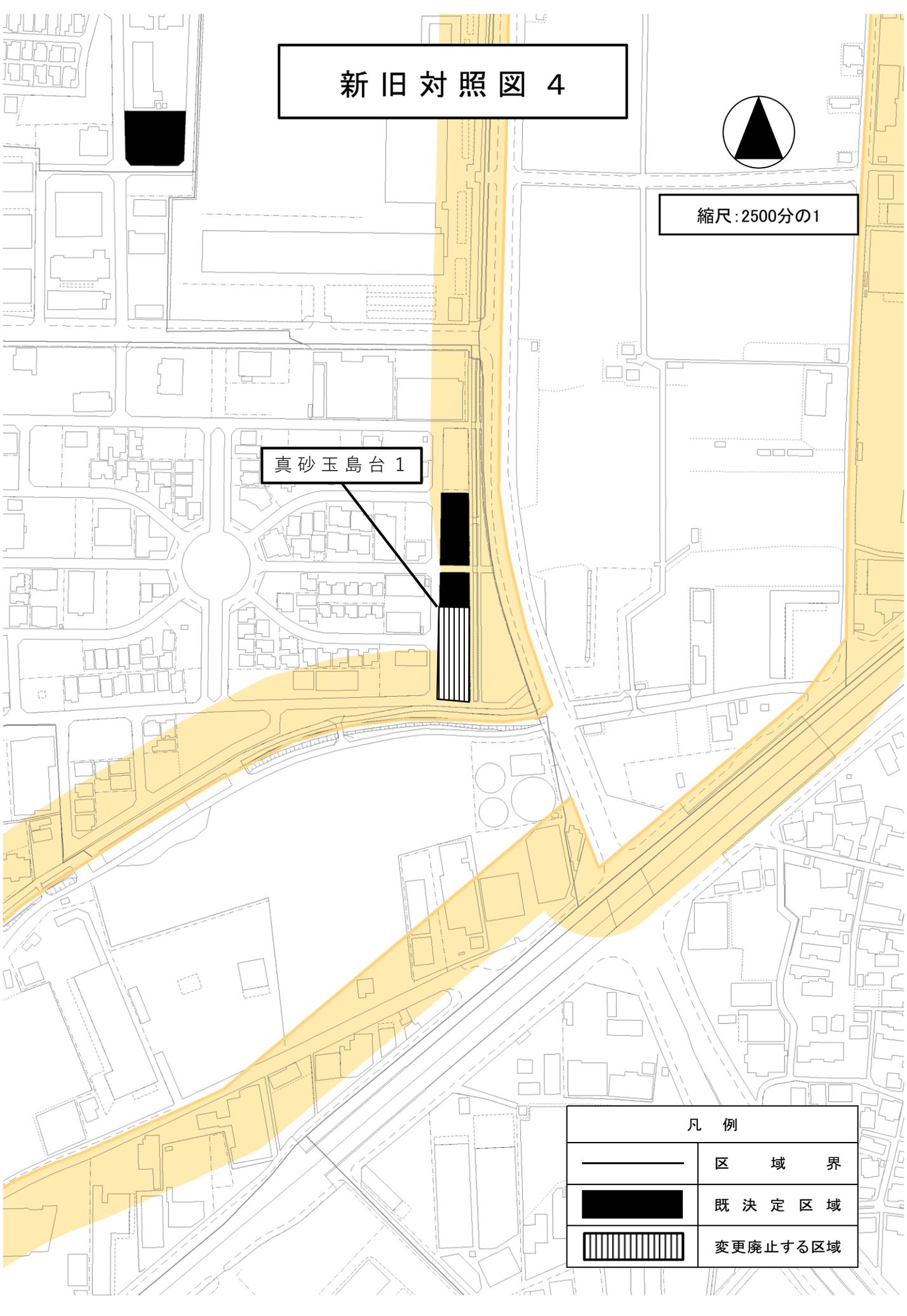
変 更 廃 止 する 区 域

新旧対照図 4



縮尺：2500分の1

真砂玉島台 1



凡 例	
	区 域 界
	既 決 定 区 域
	変 更 廃 止 する 区 域

新旧対照図 5



縮尺：2500分の1

鮎川一丁目 1

鮎川一丁目 2

凡 例	
	区 域 界
	既 決 定 区 域
	変 更 廃 止 す る 区 域

新旧対照図 6



縮尺：2500分の1

南目垣一丁目2

凡 例	
	区 域 界
	既 決 定 区 域
	変 更 廃 止 する 区 域

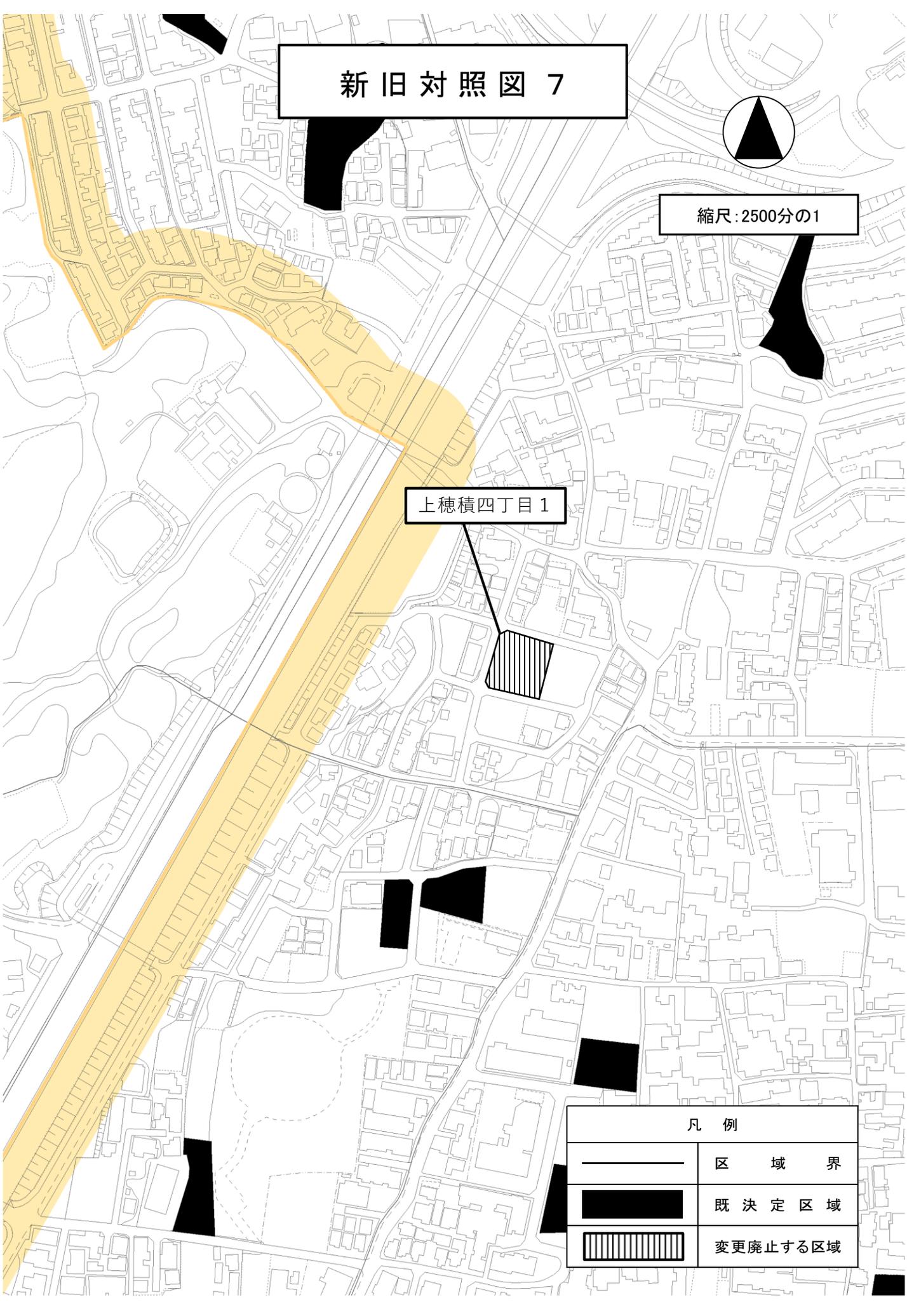
新旧対照図 7



縮尺：2500分の1

上穂積四丁目 1

凡 例	
	区 域 界
	既 決 定 区 域
	変 更 廃 止 する 区 域



新 旧 対 照 表

新旧 対照 図	名称	位置	変更前 面積 変更後 (ha)	追加 区域変更 廃止の別	変更理由	備考
1	島四丁目 1	茨木市島四丁目地内	$\frac{0.22}{-}$	廃止	生産緑地法第10条に基づく 買取申し出後の行為制限解 除による区域変更（主たる 従事者の死亡）	解除年月日 R3. 10. 6
2	横江二丁目 2	茨木市横江二丁目地内	$\frac{0.04}{-}$	廃止	生産緑地法第10条に基づく 買取申し出後の行為制限解 除による区域変更（主たる 従事者の死亡）	解除年月日 R3. 10. 6
3	宿川原町 2	茨木市宿川原町地内	$\frac{0.14}{-}$	廃止	生産緑地法第10条に基づく 買取申し出後の行為制限解 除による区域変更（主たる 従事者の故障）	解除年月日 R3. 11. 6
3	宿川原町 1	茨木市宿川原町地内	$\frac{0.07}{-}$	廃止	生産緑地法第10条に基づく 買取申し出後の行為制限解 除による区域変更（主たる 従事者の死亡）	解除年月日 R3. 12. 7
4	真砂玉島台 1	茨木市真砂玉島台地内	$\frac{0.19}{0.11}$	区域変更	生産緑地法第10条に基づく 買取申し出後の行為制限解 除による区域変更（主たる 従事者の故障）	解除年月日 R4. 2. 15
5	鮎川一丁目 1	茨木市鮎川一丁目地内	$\frac{0.42}{0.21}$	区域変更	生産緑地法第10条に基づく 買取申し出後の行為制限解 除による区域変更（主たる 従事者の死亡）	解除年月日 R4. 2. 26
5	鮎川一丁目 2	茨木市鮎川一丁目地内	$\frac{0.23}{-}$	廃止	生産緑地法第10条に基づく 買取申し出後の行為制限解 除による区域変更（主たる 従事者の死亡）	解除年月日 R4. 2. 26
6	南目垣一丁目 2	茨木市南目垣一丁目地内	$\frac{0.77}{0.65}$	区域変更	生産緑地法第10条に基づく 買取申し出後の行為制限解 除による区域変更（主たる 従事者の死亡）	解除年月日 R4. 5. 16
7	上穂積四丁目 1	茨木市上穂積四丁目地内	$\frac{0.11}{-}$	廃止	生産緑地法第10条に基づく 買取申し出後の行為制限解 除による区域変更（主たる 従事者の死亡）	解除年月日 R4. 7. 18
	変更地区合計	9 地区	$\frac{2.19}{0.97}$			
	生産緑地地区 合計	2 5 9 地区	48.73	追加 区域変更 廃止	0 地区 3 地区 6 地区	
		2 5 3 地区	47.51			